

## 出張健診のお知らせ



協会けんぽでは、被保険者（ご本人）の健康保持・増進のため、今年度も「生活習慣病予防健診」の出張健診を実施しています。健診費用がさらにお得になりますので、ぜひご利用ください。

### 対象者

35～74歳の  
被保険者

### 自己負担額（最高）

最高7,169円  
令和5年  
4月から  
最高**5,282円**

### 内容

- 血圧測定 ● 血液検査 ● 尿検査 ● 心電図検査
- 胸部レントゲン検査 ● 胃部レントゲン検査 ● 便潜血反応検査等

メタボリックシンドロームとともに  
5大がん（肺 胃 大腸 乳がん 子宮頸がん）までカバー

地域	健診実施会場	健診実施予定日	定員	予約締切日	予約先健診機関 電話番号
和歌山市	和歌山ビッグ愛 (手平2-1-2)	令和5年12月13日(水)	100名	令和5年11月29日(水)	船員保険大阪健康管理センター <b>Tel.06-6576-1007</b> [予約受付:平日9時～16時30分]
海南市	海南ノビノス (日方1525-6)	令和5年12月21日(木)	100名	令和5年11月30日(木)	
紀の川市	打田生涯学習センター (西大井363)	令和5年12月15日(金)	100名	令和5年11月24日(金)	
岩出市	ホテルいとう (宮83)	令和5年11月17日(金)	100名	令和5年11月2日(木)	
新宮市	丹鶴ホール (下本町2-2-1)	令和5年12月12日(火)	100名	令和5年11月28日(火)	一般財団法人全日本労働福祉協会東海支部 <b>Tel.0120-92-8293</b>
	株式会社キナン研修センター (新宮3469-3)	令和5年12月5日(火)	50名	令和5年11月20日(月)	
	新宮市自動車会館 (五新3-33)	令和6年2月11日(日)	40名	令和6年1月9日(火)	公益財団法人 パブリックヘルスリサーチセンター 附属健康増進センター 和歌山診療所 <b>Tel.0739-33-9936</b> [予約受付:平日9時～15時]
	令和6年2月17日(土)	40名	令和6年1月12日(金)		
上富田町	パブリックヘルス リサーチセンター 附属健康増進センター 和歌山診療所 (市ノ瀬2504-8)	令和5年12月4日(月)	40名	令和5年10月26日(木)	
		令和6年2月4日(日)	40名	令和5年12月20日(水)	
太地町	太地町多目的センター (太地2991-1)	令和6年2月10日(土)	40名	令和6年1月9日(火)	
串本町	串本町図書館 (串本2367)	令和5年12月9日(土)	40名	令和5年11月2日(木)	
田辺市	和歌山県立 情報交流センターBig・U (新庄町3353-9)	令和6年1月30日(火)	50名	令和6年1月16日(火)	健診センター・キタデ <b>Tel.0738-24-3000</b> [予約受付:月～土・8時30分～17時]
		令和6年2月15日(木)	50名	令和6年1月31日(水)	
那智勝浦町	那智勝浦町 体育文化会館 (天満441-8)	令和5年12月6日(水)	50名	令和5年11月20日(月)	一般財団法人全日本労働福祉協会東海支部 <b>Tel.0120-92-8293</b>



※WEB申込も可能

40～74歳の被扶養者の方を対象とした**無料の集団健診**も  
ありますので、こちらもぜひご利用ください。

被扶養者向けの集団健診の  
詳細はこちらから



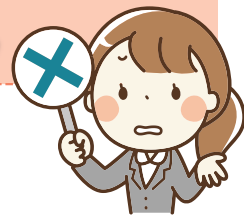
# 交通事故などで保険証を使う場合は 「第三者等の行為による傷病(事故)届」が必要です

交通事故など第三者が原因でけがをした場合でも健康保険で診療を受けることができます。その際には「第三者等の行為による傷病(事故)届」を協会けんぽに提出してください。



## ただし、**仕事**中や、**通勤途中**のけがでは**保険証は使えません**

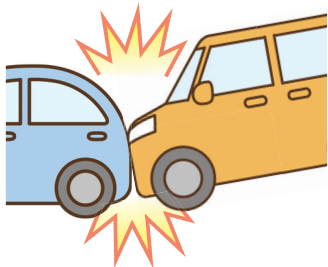
仕事、通勤途中のけがについては、労災保険の適用となるため保険証での治療は受けられません。なお、労災保険に該当するかの判断については、勤務先を管轄する労働基準監督署にご相談ください。



## 第三者行為とはどんなものを指しますか？

### 交通事故

(自動車や原付、自転車など)



### けんかや暴力行為



### 外食での食中毒



### 他人が飼っている ペットに咬まれた



## なぜ協会けんぽに届け出が必要？

自動車事故等の第三者行為によりけがをした時の治療費は、本来加害者が負担するのが原則です。業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができますが、この場合は加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うこととなります。

そこで、協会けんぽが後日、加害者に対して健康保険給付した費用を請求する際に「第三者等の行為による傷病(事故)届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。



## 示談する際は慎重に！

相手に過失があるにもかかわらず、治療が終了する前に示談してしまうと、示談日後の治療に健康保険が使用できなくなる場合があります。示談の際は、必ず協会けんぽにご連絡ください。

【お問合せ先】和歌山支部代表 (TEL 073-421-3100)

